
4003. 積荷目録情報訂正

業務コード	内 容
CMFO1	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）
CMFO2	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）
CMFO3	積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）

1. 業務概要

(1) 積荷目録提出前の訂正等の場合（CMFO1業務）

登録済の積荷目録情報の訂正及び削除を行う。

後述する次船卸港の追加（CMFO3業務）を行った貨物は、本業務で訂正等を行うことはできない。

なお、積荷目録提出前のB/L情報または空コンテナ情報の追加は「積荷目録情報登録（MFR）」業務で行う。

(2) 積荷目録提出後の訂正等の場合（CMFO2業務）

登録済の積荷目録情報の追加、訂正及び削除を行う。

システムは、入力された内容に基づいて訂正等を認めるか、保留とするかを判定する。

保留となった場合は、税関の「訂正保留解除（CAR）」業務により保留が解除されるまでの間、当該貨物は船卸しを行うことができない。

到着即時輸入申告または貨物到着前輸入申告を自動起動する旨が登録されている貨物が追加された場合は、システムは本業務を契機に輸入申告等処理を自動起動する。（詳細は「輸入申告（IDC）」業務を参照。）

(3) 次船卸港の追加の場合（CMFO3業務）

一旦仮陸揚した貨物を再度陸揚（仮陸揚）する場合に、仮陸揚港での「船卸確認登録（個別）（PKK）」業務または「船卸確認登録（一括）（PKI）」業務後に、次の船卸港（仮陸揚港）に関する情報の追加、または追加した情報の訂正及び削除を行う。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

- ①1B/Lで指定可能なコンテナ番号は最大100件とする。
- ②1コンテナで指定可能なB/L番号は最大100件とする。
- ③1業務で入力可能なコンテナ番号は最大100件とする。
- ④1船舶コードに対して本業務を行える利用船会社数は、最大20件とする。
- ⑤1船卸港コードに対して指定可能なコンテナオペレーション会社数は、最大5件とする。
- ⑥1船舶コードに対して登録可能なB/L番号及びコンテナ番号は、合計で最大999件とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

(A) 追加の場合（CMFO3業務による次船卸港の追加を含む。）

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②船舶代理店の場合は、入力された船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。

(B) 訂正または削除の場合（CMFO3業務による訂正、削除を含む。）

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②船会社の場合は、MFR業務で登録された貨物に係る船会社である。
- ③船舶代理店の場合は、入力された船卸港において当該船会社との受委託関係がシステムに登録されている船舶代理店であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 積荷目録管理DBチェック

(A) CMFO1業務の場合

訂正の場合は①～④、削除の場合は②～④を行う。

①入力された船舶コードに係る船卸港分の積荷目録管理DBが存在すること。

②当該港において、船卸確認終了情報が出力されていないこと。

(「船卸確認終了情報」についてはPKI業務を参照。以下同様。)

③コンテナオペレーション会社コードに「99999」以外が入力された場合は、当該CYにおいてPKI業務が行われていないこと。

④当該港分の「積荷目録提出(DMF)」業務が行われていないこと。

(B) CMFO2業務の場合

(a) 追加または削除の場合

追加の場合は①～④、削除の場合は②～④を行う。

①入力された船舶コードに係る船卸港分の積荷目録管理DBが存在すること。

②当該港において、船卸確認終了情報が出力されていないこと。

③コンテナオペレーション会社コードに「99999」以外が入力された場合は、当該CYにおいてPKI業務が行われていないこと。

④当該港分のDMF業務が行われていること。

(b) 訂正の場合

①入力された船舶コードに係る船卸港分の積荷目録管理DBが存在すること。

②当該港分のDMF業務が行われていること。

(C) CMFO3業務の場合

訂正の場合は①～③、追加または削除の場合は②～③を行う。

①入力された船舶コードに係る船卸港分の積荷目録管理DBが存在すること。

②当該港において、船卸確認終了情報が出力されていないこと。

③コンテナオペレーション会社コードに「99999」以外が入力された場合は、当該CYにおいてPKI業務が行われていないこと。

(4) 貨物情報DBチェック

B/L番号が入力された場合に以下のチェックを行う。

(A) CMFO1業務の場合

訂正の場合は①～⑧、削除の場合は②～⑥、⑨を行う。

①入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在すること。

②入力されたB/L番号に係る貨物情報は、MFR業務で登録された貨物情報であること。

③当該貨物についてCMFO3業務が行われていないこと。

④訂正保留中でないこと。

⑤貨物手作業移行登録がされていないこと。

⑥貨物差止め登録がされていないこと。

⑦包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。

⑧包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。

⑨削除の場合、本船・ふ中扱い承認申請がされていないこと。

(B) CMFO 2業務の場合

(a) 追加の場合

入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①予備申告で作成した貨物情報DBであるか、または「混載貨物情報登録（NVC01）」業務で作成され、混載親の旨が登録された貨物情報DBであること。
- ②既に入力された船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番に係る積荷目録情報が登録されていないこと。
- ③システム外搬入確認された貨物でないこと。
- ④到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている場合は、本申告がされていないこと。
- ⑤包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑥包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。

(b) 訂正の場合

- ①入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在すること。
- ②MFR業務、CMFO 3業務または本業務で登録・追加された貨物情報DBであること。
- ③訂正保留中でないこと。
- ④貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑤貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑥「輸入申告審査終了（CEA）」業務が行われていないこと。（予備申告、到着即時輸入申告または貨物到着前輸入申告は除く。）
- ⑦輸入許可済貨物（BP承認を含む。）でないこと。（到着即時輸入申告扱いは除く。）
- ⑧到着即時輸入申告扱いの本申告または貨物到着前輸入申告（本申告含む）がされている場合は、仮陸揚貨物でないこと。
- ⑨到着即時輸入申告扱いの本申告がされている場合は、在来貨物でないこと。
- ⑩到着即時輸入申告扱いの本申告がされている場合は、コンテナオペレーション会社コードに「9999」が入力されていないこと。
- ⑪コンテナオペレーション会社コードに「9999」が入力された場合、保税運送申告、輸入申告等の税関手続、及び「搬入確認登録（保税運送貨物）（BIA）」業務が行われていないこと。
- ⑫仮陸揚貨物の場合、「船積情報登録（CLR）」業務が行われていないこと。
- ⑬包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑭包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。

(c) 削除の場合

- ①入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在すること。
- ②MFR業務または本業務で登録・追加された貨物情報DBであること。
- ③当該港においてPKK業務またはPKI業務が行われていないこと。
- ④訂正保留中でないこと。
- ⑤貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑥貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑦本船・ふ中扱い承認申請がされていないこと。
- ⑧到着即時に係る蔵入承認済、移入承認済、総保入承認済貨物でないこと。
- ⑨混載親B/Lの場合は、混載子B/Lに輸入許可済貨物がないこと。

(C) CMFO 3 業務の場合

(a) 次船卸港の追加の場合

- ①入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在し、有効な貨物であること。
- ②仮陸揚港においてPKK業務またはPKI業務が行われていること。
- ③包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ④包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。

(b) 訂正及び削除の場合

訂正の場合は①～⑧、削除の場合は②～⑥を行う。

- ①入力されたB/L番号に係る貨物情報DBが存在し、有効な貨物であること。
- ②本業務が行われていること。
- ③当該港においてDMF業務が行われていないこと。
- ④訂正保留中でないこと。
- ⑤貨物手作業移行登録がされていないこと。
- ⑥貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑦包括保税運送承認に係る個別運送情報または仮陸揚貨物保税運送情報の登録の場合は、到着即時輸入申告の旨が登録されていないこと。
- ⑧包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録の場合は、貨物到着前輸入申告の旨が登録されていないこと。

(5) コンテナ情報DBチェック

コンテナ貨物または空コンテナの場合に以下のチェックを行う。

(A) CMFO 1 業務の場合

(a) 訂正に伴うコンテナの追加の場合

入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①B/L番号の入力がある場合は、コンテナに登録可能なB/L件数を超えないこと。
- ②登録済の船卸港と、入力された船卸港が同一であること。
- ③輸出コンテナとして登録されていた場合は、最新更新年月日から一定期間経過していること。

(b) 訂正及び削除の場合

訂正の場合は①～②、削除の場合は②を行う。

- ①コンテナ番号の入力がある場合は、入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在すること。
- ②B/L番号の入力がある場合は、入力されたB/L番号が登録されていること。

(B) CMFO 2 業務の場合

(a) 追加の場合

入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。

- ①B/L番号の入力がある場合は、コンテナに登録可能なB/L件数を超えないこと。
- ②登録済の船卸港と、入力された船卸港が同一であること。
- ③輸出コンテナとして登録されていた場合は、最新更新年月日から一定期間経過していること。
- ④税関に卸コンテナリストを提出している場合は、コンテナ条約適用外の旨が入力されていないこと。

(b) 訂正及び削除の場合

訂正の場合は①～③、削除の場合は②を行う。

- ①コンテナ番号の入力がある場合は、入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在すること。

- ②B/L番号の入力がある場合は、入力されたB/L番号が登録されていること。
- ③税関に卸コンテナリスト提出をしている場合は、コンテナ条約適用外の旨が入力されていないこと。

(C) CMFO3業務の場合

(a) 次船卸港の追加の場合

- ①入力されたB/L番号に係るコンテナ番号のコンテナ情報DBが存在すること。
- ②入力されたB/L番号が、有効な貨物として登録されていること。
- ③仮陸揚港においてPKI業務が行われていること。

(b) 訂正及び削除の場合

訂正の場合は①～④、削除の場合は②～④を行う。

- ①入力されたB/L番号に係るコンテナ番号のコンテナ情報DBが存在すること。
- ②入力されたB/L番号が、有効な貨物として登録されていること。
- ③本業務が行われていること。
- ④当該港においてDMF業務が行われていないこと。

(6) 船舶DBチェック

入力された船舶コードに対する「船舶基本情報登録（VBX）」業務が行われていること。

(7) 包括保税運送DBチェック

追加または訂正の場合（CMFO3業務による次船卸港の追加及び訂正を含む。）で、包括保税運送承認番号の入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された包括保税運送承認番号の包括保税運送DBが存在すること。
- ②本業務入力者と包括保税運送DBに登録されている包括保税運送承認を受けた利用者が同一であること。
- ③本業務入力年月日が運送承認期間を過ぎていないこと。
- ④コンテナオペレーション会社コードが「99999」以外の場合は、当該社が管理する保税地域と、包括保税運送承認を受けた発送地が同一であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 仮陸揚届出番号の払い出し処理

(A) 追加の場合（CMFO3業務による次船卸港の追加を含む。）

仮陸揚貨物の旨が入力された場合は、仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。

(B) 訂正の場合（CMFO3業務による訂正を含む。）

輸入貨物から仮陸揚貨物への変更の場合は、仮陸揚届出番号をシステムで払い出す。

(3) 訂正判定処理（CMFO2業務の場合）

入力内容に基づき訂正等を認めるか、保留とするかを判定する。

(4) 積荷目録管理DB処理

(A) 追加の場合（CMFO3業務による次船卸港の追加を含む。）

(a) 積荷目録管理DBが存在する場合

- ①入力された情報を登録する。
- ②コンテナ貨物の場合は、船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+CY毎の船卸予定B/L件数及び船卸予定空コンテナ件数を加算する。

③在来貨物の場合は、船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+C Y毎の船卸予定B/L件数を加算する。

④船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+C Y毎に包括保税運送承認番号が登録されたB/L件数を加算する。

(b) 積荷目録管理DBが存在しない場合

①入力された船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番に対する積荷目録管理DBを作成する。

②入力された情報を登録する。

③コンテナ貨物の場合は、船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+C Y毎の船卸予定B/L件数及び船卸予定空コンテナ件数を加算する。

④在来貨物の場合は、船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+C Y毎の船卸予定B/L件数を加算する。

⑤船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+C Y毎に包括保税運送承認番号が登録されたB/L件数を加算する。

(B) 訂正の場合 (CMFO3業務による訂正を含む。)

入力情報により積荷目録管理DBを更新する。

(C) 削除の場合 (CMFO3業務による削除を含む。)

(a) コンテナ貨物の場合は、船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+C Y毎の船卸予定B/L件数及び船卸予定空コンテナ件数を減算する。

(b) 在来貨物の場合は、船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+C Y毎の船卸予定B/L件数を減算する。

(c) 船会社コード+船舶コード+船卸港コード+船卸港枝番+C Y毎に包括保税運送承認番号が登録されたB/L件数を減算する。

(d) 当該本船に係るすべての船卸予定B/L件数及び船卸予定空コンテナ件数が0になった場合、当該積荷目録情報を削除する。

(5) 貨物情報DB処理

B/L番号が入力された場合は、以下の処理を行う。

(A) CMFO1業務の場合

(a) 訂正の場合

①入力情報により貨物情報DBを更新する。

②到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のいずれかを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。

・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。

・在来貨物である。

・コンテナオペレーション会社コードに「99999」が入力されている。

③貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。

・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。

・輸入貨物である。

(b) 削除の場合

入力されたB/L番号に予備申告された旨が登録されているか、または混載親の旨が登録されている場合は、積荷目録情報を取り消す。予備申告されていない場合または混載親の旨が登録されていない場合は、貨物情報DBを削除する。

(B) CMFO2業務の場合

(a) 追加の場合

(ア) 貨物情報DBが存在する場合

- ①入力された貨物情報を登録する。
- ②保留になった場合は、その旨を登録する。
- ③到着即時輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のいずれかを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。
 - ・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
 - ・在来貨物である。
 - ・コンテナオペレーション会社コードに「99999」が入力されている。
 - ・保留になっている。
- ④貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。
 - ・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
 - ・輸入貨物である。

(イ) 貨物情報DBが存在しない場合

- ①入力されたB/L番号に対する貨物情報DBを作成する。
- ②入力された貨物情報を登録する。
- ③保留になった場合は、その旨を登録する。

(b) 訂正の場合

- ①入力情報により貨物情報DBを更新する。
- ②保留になった場合は、その旨を登録する。
- ③貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。
 - ・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
 - ・輸入貨物である。

(c) 削除の場合

- ①入力されたB/L番号が以下の条件のいずれかを満たす場合は、積荷目録情報を取り消す。条件を満たさない場合は、削除表示を設定する。
 - ・予備申告された旨が登録されている。
 - ・混載親の旨が登録されている。
 - ・到着即時輸入申告扱いの本申告または貨物到着前輸入申告（本申告含む）がされ、許可済でない。
- ②保留になった場合は、その旨を登録する。

(C) CMFO3業務の場合

(a) 次船卸港の追加の場合

- ①削除表示が設定されている場合は、削除表示を解除する。
- ②入力情報により貨物情報DBを更新する。
- ③貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。
 - ・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。
 - ・輸入貨物である。

(b) 訂正の場合

- ①入力情報により貨物情報DBを更新する。
- ②貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされ、かつ以下の条件のすべてを満たす場合は、予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更する。
 - ・当該港と申告に係る船卸港が同一でない。

・輸入貨物である。

(c) 削除の場合

当該港に関する情報を無効とし、仮陸揚港による「船積確認登録（CCL）」業務が行われている場合は、削除表示を設定する。

(6) コンテナ情報DB処理

(A) CMFO1業務またはCMFO2業務の場合

(a) B/L情報の追加の場合

コンテナ番号が入力された場合は、以下の処理を行う。

①入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。

②入力されたB/L番号を登録する。

③B/L件数を加算する。

(b) B/L情報の訂正の場合

訂正前のコンテナ番号と訂正後のコンテナ番号が異なる場合は、以下の処理を行う。

(ア) 取り消されたコンテナ番号がある場合

①入力されたB/L番号を削除する。

②B/L件数を減算する。

③当該コンテナに対する他のB/L情報が登録されていない場合は、コンテナ情報DBを削除する。

(イ) 追加されたコンテナ番号がある場合

①入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。

②入力されたB/L番号を登録する。

③B/L件数を加算する。

(c) B/L情報の削除の場合

入力されたB/L番号がコンテナ詰貨物である場合は、貨物情報DBに登録されているコンテナ番号に対して以下の処理を行う。

①入力されたB/L番号を削除する。

②B/L件数を減算する。

③本入力により当該コンテナに係るすべてのB/L情報が削除され、またコンテナ情報も登録されていない場合は当該コンテナ情報DBを削除する。

(d) コンテナ情報の追加の場合

入力されたコンテナ番号に対して以下の処理を行う。

①入力されたコンテナ番号に対するコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。

②入力されたコンテナ情報を登録する。

(e) コンテナ情報の訂正の場合

入力されたコンテナ情報によりコンテナ情報DBを更新する。

(f) コンテナ情報の削除の場合

①コンテナ情報を取り消す。

②当該コンテナに対するB/L情報が登録されていない場合は、コンテナ情報DBを削除する。

(B) CMFO3業務の場合

入力されたB/L番号がコンテナ詰貨物である場合は、貨物情報DBに登録されているコンテナ番号に対して以下の処理を行う。

(a) 追加の場合

①削除表示が設定されている場合は、削除表示を解除する。

②仮陸揚港によるCCL業務が行われている場合は、入力情報によりコンテナ情報DBを更新する。

(b) 訂正の場合

仮陸揚港によるCCL業務が行われている場合は、入力情報によりコンテナ情報DBを更新する。

(c) 削除の場合

①当該港に関する情報を無効とする。

②仮陸揚港によるCCL業務が行われている場合は、入力情報によりコンテナ情報DBに削除表示を設定する。

(7) 到着即時輸入申告扱いの本申告自動起動処理(CMFO2業務の場合)

積荷目録提出港で「到着確認登録(PID)」業務が既に行われており、到着即時輸入申告扱いの予備申告の旨が登録されている貨物が追加された場合は、本申告処理を自動起動する。

(8) 貨物到着前輸入申告扱いの本申告自動起動処理

CMFO2業務、またはCMFO3業務の追加で次船卸港分のDMF業務が行われている場合に以下の処理を行う。

(A) 一般貨物の場合

入力された貨物管理番号に対する貨物が、輸入貨物かつ貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている場合は、本申告処理を自動起動する。

(B) 混載親貨物の場合

①入力された貨物管理番号に対する貨物が混載親貨物の場合は、貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の登録がされている混載子輸入貨物を抽出する。

②抽出された混載子輸入貨物について、本申告処理を自動起動する。

(9) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(10) 注意喚起メッセージ出力処理

CMFO1業務、またはCMFO2業務において、入力された最終仕向地コードまたは荷渡地コードの3桁目から3文字分を「ZZZ」に変換(バスケットコードに変換)して処理を行った場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。コード変換処理の詳細については「入力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
積荷目録訂正状況情報	以下の条件のいずれかを満たすとき、出力する (1) CMFO2業務を行った (2) DMF業務後にCMFO3業務を行った	税関 (監視担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) CMFO2業務で保留とならなかった (2) 当該貨物のMFR業務を行った利用者と、 本業務入力者が異なる	当該貨物のMFR業務 入力者
	CMFO2業務で保留となった場合	入力者
搬入時自動起動取消通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 積荷目録情報の削除である (2) 当該貨物に搬入時申告の旨が登録されている	搬入時申告登録者

情報名	出力条件	出力先
B／L不一致情報	CMFO2業務の場合で、到着即時輸入申告扱いの本申告がされ、許可済である貨物または貨物到着前輸入申告（本申告含む）がされ許可済である貨物が以下の条件のいずれかを満たすとき、出力する（貨物到着前輸入申告の場合は（1）の条件） （1）積荷目録情報の削除である （2）以下の項目が訂正された ・個数または個数単位コード ・コンテナ番号	税関 (通関担当部門)
		輸入申告登録者
		C Y
コンテナ不一致情報	CMFO2業務により税関に提出している卸コンテナリストに係るコンテナが削除された場合 以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）CMFO2業務により税関に提出している 卸コンテナリストに係るコンテナが削除 された （2）コンテナオペレーション会社コードに「9 9 9 9 9」以外が登録されている	税関 (保税担当部門)
		C Y
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する （1）CMFO2業務により税関に提出している 卸コンテナリストに係るコンテナが削除 された （2）卸コンテナリスト提出者とC Yが異なる	卸コンテナリスト提出 者

7. 特記事項

（1）本業務の入力項目のうち訂正不可項目は以下の通りである。

- ①船舶コード
- ②船会社コード
- ③船卸港コード
- ④船卸港枝番
- ⑤コンテナオペレーション会社コード
- ⑥B／L番号

上記①～⑤を訂正する場合は、当該項目に係るB／L情報及びコンテナ情報をすべて削除した後、再登録する必要がある。

（2）到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いの予備申告の旨が登録された貨物について、本業務で予備申告（搬入確認登録時本申告自動起動）を行う旨に変更された場合は、PKK業務またはPKI業務を契機に本申告が自動起動されるが、船卸確認前であればIDC業務等で本申告の手動起動を行うことができる。